

貞永式目

一、諸国の守護の職務の事

右、右大將家（源頼朝）の御時に定め置かれたのは、大番催促、謀叛・殺害人（夜討・強盜・山賊・海賊を付け加える）等のことである。……そもそも先祖代々の御家人であつても、現在、所領が無ければ（大番役に）動員することはできない。かつまた諸所の下司や庄官などが、御家人であると主張して、国司・領家の下知に従わないという。そのような者たちが、守護（の催促する）役を勤めたいとのことを、たとえ望み申したとしても、一切、催促を行つてはならない……（第三条）

一、諸国の地頭、年貢と雑税を差しおさえ（て納入しないでい）る事……（第五条）

一、国司や領家による訴訟の裁決は、幕府は介入を行わない事
右、国衙・莊園・神社・仏寺の所領は、本所の支配である。訴訟が発生した場合、今更幕府の介入にはおよばない。（第六条）

一、御下文を持つていても知行しないまま、年月をおくつた所領の事
右、実際に知行した後、二十年をすぎたら、大將家の先例のとお（権利の）是非にかかわらず（知行を）変更することはできない。しかし、知行しているといつて御下文を偽つて給わつた者たちが、その下文を持つていたとしても、（それは証拠として）採用しない。（第八条）

一、女性による養子の事

右、律令の解釈によれば、これは認められないといつても、右大將家の御時以来、現在に至るまで、子の無い女性らが、所領を養子に譲りあたえることは、不変のあり方であり、（先例は）数えきれない。そのうえ、各地の習慣であり、先例は多い。評議の結果、まことに信頼して採用するに足るものであらう。（第二十三条）